

## (下肢・体幹機能障害者向け器具)

品目	用具の説明	給付対象要件	補助対象上限額	耐用年数
特殊寝台	介護用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上 (介護保険を利用できる方を除く)	154,000円	8年
特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染防止等の機能があるマットレス	下肢又は体幹機能障害1級で、寝たきり状態の者 (介護保険を利用できる方を除く)	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引される器具	下肢又は体幹機能障害1級で、寝たきり状態の者 (介護保険を利用できる方を除く)	67,000円	5年
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる器具	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴にあたって他の介助を要する者)	82,400円	5年
体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるために使う器具	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等、他の介助を要する者) (介護保険を利用できる方を除く)	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が障害者を移動をさせるためのリフト(天井走行型、住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害2級以上 (介護保険を利用できる方を除く)	159,000円	4年
訓練いす (18歳未満のみ)	座位保持訓練用のいす	下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上の児童	33,100円	5年
訓練用ベッド (18歳未満のみ)	起き上がり訓練やリハビリに使うベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上で、学齢以上の児童	154,000円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できる器具(住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害の身体障害者(児)で、入浴に介助を要する者(児童は3歳以上) (介護保険を利用できる方を除く)	90,000円	8年
便器	ポータブルトイレや、便器の上において補高したり、立ち上がりを楽にする機器 (住宅改修が必要なものを除く)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。 学齢以上の児童	4,450円 (手すりなし) 5,400円 (手すり付)	8年
歩行補助つえ	歩行補助つえの中でも、T字状になっているものと取っ手のない一本杖タイプのもの	平衡機能又は下肢、体幹機能障害者が必要と認められる者 (介護保険を利用できる方を除く)	3,000円	3年
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等といった転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消等を目的とした器具(住宅改修が必要なものを除く)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上の児童) (介護保険を利用できる方を除く)	60,000円	8年
紙おむつ等	紙おむつや、似たような機能を持つパッド等	排便障害のある方で、ストマ装具が使えない方。または重度の脳性まひ等で排便の意思表示ができない方 (ただし、3歳以上)	12,000円	—
収尿器	収尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流装置のついたもの。	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、脊椎損傷等により、常時失禁状態にあるもの	8,500円	—
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修	下肢、体幹機能障害者又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害者で、3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) (介護保険を利用できる方を除く)	200,000円	—
チャイルドシート (購入)	機能障害の状態に応じ、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する車載用姿勢保持具。 療育上やむを得ない場合に限り、2台まで給付できることとする。 なお、補装具費の支給を受け購入することができる場合を除く。	移動機能、下肢機能または体幹機能いずれかの機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童で、障害のため自力で座位を保持することができず、かつ乗車時にこれに類似した姿勢を保持する必要が療養上認められるもの。	167,000円	3年
チャイルドシート (修理)	機能障害の状態に応じ、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する車載用姿勢保持具。 なお、療育上やむを得ない場合に限り、2台まで修理に応じることができることとする。 なお、補装具費の支給を受け修理することができる場合を除く。	移動機能、下肢機能または体幹機能いずれかの機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童で、障害のため自力で座位を保持することができず、かつ乗車時にこれに類似した姿勢を保持する必要が療養上認められるもの。	5,600円	1年

※ 表中の「耐用年数」とは、最低限使っていただく年数を指します。